

意見書案第2号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月16日提出

提出者	新城市議会議員	浅尾洋平
	〃	佐宗龍俊
	〃	齊藤竜也
賛成者	新城市議会議員	丸山隆弘
	〃	鈴木達雄
	〃	鈴木長良

理由

この案を提出するのはシルバー人材センターに対する支援を求める必要があるからである。

## シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。本市においても平均年齢74.8歳、約650人の市民が登録をし、日々活動をしている。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターはこれに掛かる仕入税額控除ができず、預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められるなか、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすことが懸念される。また、センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

現行の消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、引き続き少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう支援措置を要望する。

### 記

- 1 シルバー人材センター会員の安定的な事業運営を支えるべく、インボイス制度における支援措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県新城市議会

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣